

第 2 期 桐生市子ども・子育て支援事業計画における教育・保育提供区域 について（案）

1 教育・保育提供区域

教育・保育提供区域とは、子ども・子育て支援事業計画に基づいて実施される教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の区域設定です。この区域については、桐生市子ども・子育て会議のご意見を聴取し、定める必要があります。

（参考：子ども・子育て支援法第 61 条第 2 項の 1 の抜粋）

市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域（以下「教育・保育提供区域」という。）ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数、特定地域型保育事業所に係る必要利用定員総数、その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期・・・

（参考：国の基本指針の抜粋）

1 教育・保育提供区域の設定に関する事項

市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定める必要がある。その際、教育・保育提供区域は、地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて設定すること。

この場合において、教育・保育提供区域は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本となる。

3 教育・保育提供区域（案）

本市の教育・保育提供区域につきましては、現在多くの人が居住地域を超えて子育て施設を利用している状況などを勘案し、市全域（旧桐生地域・新里地域・黒保根地域）を一つの教育・保育提供区域に設定したいと考える（放課後児童健全育成事業及び放課後子供教室のみ小学校区域）。

なお、第1期 桐生市子ども・子育て支援事業計画の教育・保育提供区域については、市全域を一つの区域として定めています（放課後児童健全育成事業及び放課後子供教室のみ小学校区域）。



①教育・保育施設（案）

施設及び事業者	設定区域	区域の設定理由
教育・保育施設（幼稚園・保育園・認定こども園）	市全域 (1区域)	○現在多くの人が居住地域を超えて利用している状況などを総合的に踏まえ、市全域（旧桐生地域・新里地域・黒保根地域）を1区域とします。
地域型保育事業（小規模保育・家庭的保育・居宅訪問型保育・事業所内保育）		○現在、この事業は、本市では実施されておりませんが、実施された場合には、上記と同じ設定理由が考えられるため、市全域（旧桐生地域・新里地域・黒保根地域）を1区域とします。

②地域子ども・子育て支援事業（案） ※全13事業のうち、12事業が該当

事業名	設定区域	区域の設定理由
① 利用者支援事業	市全域 (1区域)	○これらの事業は、市内全域の対象者に対して実施しているため、市全域を1区域に設定します。
② 一時預かり事業		
③ 地域子育て支援拠点事業		
④ 延長保育事業		
⑤ 妊婦健康診査		
⑥ 乳児家庭全戸訪問事業		
⑦ 養育支援訪問事業		
⑧ 子育て短期支援事業		
⑨ ファミリー・サポート・センター事業		
⑩ 病児・病後児保育事業		
⑪ 実費徴収に係る補足給付を行う事業		

事業名	設定区域	区域の設定理由
⑫ 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)(放課後子供教室を含む)	小学校区 (17区域)	○放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)は、市内の全小学校(17小学校)の余裕教室や学校敷地内等の専用施設で実施しています。各クラブの利用者は、各小学校に通っている児童のみであるため、小学校区を区域として設定します。
⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	—	○本市では、この事業を実施しません。

以 上